

別記
要書

一、給料の算定

- (1) 主任給と現業の区別等とすること
 - (2) 課長給を四千円とすること
 - (3) 配達給を三千五百円とすること
 - (4) 倉庫取締給を四千円以上とすること
- 二、昇給制度の件

主任及び配達、年一回の定期昇給とすること

三、別途支給の件

- (1) 控除手当を現在より一部減額支給すること
- (2) 誰れが一部に付する配達に支給すること
- (3) 臨時手当を一、二、三、四、五千円として支給すること
- (4) 擴張科の一部に在る者を配達に支給すること
- (5) 某歩合六歩は配達に支給すること

四、自由増減の件

年度の増減は主任の自由とすること

五、待遇の昇降の件